4月30日

午前、島内君にわたくしの英文を改良してもらう。午後5時半フィン書記官に交付。同君、即座に同意を表し、いい作である、とお世辞をいつてくれた。

5月1日

フィン書記官と電話で交渉し、出入国に関する一項を加えることとその表現を打合せる。それから、返簡にSCAPに言及したところは今はないSCAPに言及するのはよそうとの先方の希望に賛成し、フィン書記官の表現に賛成しておいた。

5月2日

正午、フィン書記官、案文を持参す。時に、たまたま7階の食堂で新大臣の御挨拶を聞いていたので、重光君受領。室に帰つて、一読。二箇所気にいらぬところがあつたので、フィン 君 に電話して、意見を述べ、希望どおり改めることにした。これでフィン君と私の間の妥結案として、先方は、華府にこちらは、内閣に提出して意見を求めることに打合した。直ちに岡崎国務大臣に報告。大臣の了承を得た。大臣の意見で来週火曜日(6日)の閣議に大臣から持ちだして閣僚に諮ること、および、閣僚の賛成があれば、即日、持り廻り閣議で決定することに打合せた。

即座に条約一課の諸君を動員してその準備をはじめた。3.4.5の3日は連休なので。

Ⅷ　総理の内奏とシーボルト大使への委嘱

1. 総理の内奏

3月22日、総理は参内して陛下に内奏された。

内奏の資料として、事務当局は、

イ） 平和条約の批准状態

ロ） 日韓交渉

ハ） 日華平和条約交渉の経緯

の3文書を作成して、総理に差しだした。

3文書は、付録22に収録してある。

2. シーボルト大使への委嘱

1952年3月シーボルト大使は任を終えて帰国することとなつた。

このとき、総理の了承をえて当時政府が当面しつつあった対外問題について現況をのべ、かつ、これにたいする政府の希望を盛った文書を作成して同大使に手渡し、「これらの書類は貴大使のための情報として作成した。外務省は貴大使がそこに示されている日本政府の希望が達成されるようインフルエンスを用いられることを期待する」旨を伝えることとなつた。

まず、条約局長のところで日本文の原案を整え、それに基づいて小畑君が英文を作成した。そして、3月18日、井口次官が文書を持参してシーボルト大使に手交した。文書には当初考えていたカバリング・ノートは省略し、その趣旨は口頭で次官から大使に伝えられた。

文書は、

1　移民国籍法案の成立促進

2　外資要請

3　リバチー船の傭船

4　日華平和条約交渉

5　日韓交渉

極秘

極秘

6 賠償

7 ソ連邦との関係

8 平和条約発効に伴う諸外国との正常関係の再開

9 国連加盟国の軍隊に日本が与える援助について日本国政府が加盟国政府間に締結する協定

10 平和条約第３条の実施(沖縄問題)

11 太平洋諸島に関する財産及び請求権についての取極(平和条約第４条a)

12 戦犯特赦

の12から成り付属書類が２つ付いている。

文書は、付録23に全文(英文)収録してある。

(終り)

付 録 目 次